

地水火風

牧野 恒一

厚生労働省(厚労省)

と観光庁が設置した検討会の最終報告書「民泊サービスのあり方について」が、6月20日付けで発表された。

これについて、その内容を紹介します。次回以降、安全と生活者の視点からその課題を考えてみたい。

民泊をめぐる諸問題については、2015年12月10日の本紙拙稿「民泊」はきちんと把握して規制すべきで、「ネット時代の新ビジネス」としてその経済的・社会的可能性は大きい、周辺住民の静穏な環境を乱す可能性が高く、テロ、衛生など安全性に関する問題も大きいので、きちんと把握して規制するようすべき」と整理した。

この問題については、厚労省と観光庁が合同で、昨年11月27日に「民泊サービス」のあり方に関する検討会」を設置して検討を行ってきた。

4月1日までに、厚労省は、民泊を旅館業法に基づき「簡易宿所」(都道府県知事による許可が必要)と位置づけることを前提に旅館業法施行令を改正。

客室延床面積の基準に引き上げ、33㎡以上とされていたところ、宿泊者数を10人未満とする場合には、宿泊者数に応じた面積基準(3・3㎡×宿泊者数以上)とするよう緩和した。また、同省の通知を改正し、簡易宿所営業において宿泊者数を10人未満とする場合には、宿泊者の本人確認や緊急時の対応体制など一定の管理体制が確保されることを条件として、玄関帳場の設置を要しないこととした。

これらは、同検討会の中間報告書で「早急に取組むべき課題と対応策」として位置づけられた措置だったが、その後民泊サービスの普及を急ぐ政府の規制改革会議などの意向を受け、さらなる検討が続けられた。

客室延床面積の基準に引き上げ、33㎡以上とされていたところ、宿泊者数を10人未満とする場合には、宿泊者数に応じた面積基準(3・3㎡×宿泊者数以上)とするよう緩和した。また、同省の通知を改正し、簡易宿所営業において宿泊者数を10人未満とする場合には、宿泊者の本人確認や緊急時の対応体制など一定の管理体制が確保されることを条件として、玄関帳場の設置を要しないこととした。

これらは、同検討会の中間報告書で「早急に取組むべき課題と対応策」として位置づけられた措置だったが、その後民泊サービスの普及を急ぐ政府の規制改革会議などの意向を受け、さらなる検討が続けられた。

請に添えること。その上で、旅館・ホテルとの競争条件、地域ごとの宿泊需給の状況、規制内容や方法に対応した自治体の体制等に留意し、民泊の必要性・位置づけ、民泊と旅館業法等関連法令との関係、仲介事業者の位置づけ・役割、仲介事業者と旅行業法との関係等が検討を進める上での論点とされ

検討会では、以下の3点を検討に当たっては「基本的な視点」として掲げている。

①衛生管理面、テロ等悪用防止の観点から、宿泊者の把握を含む管理機能が確保され、安全性が確保されること。
②地域住民とのトラブル防止、宿泊者とのトラブル防止に留意すべきこと。
③観光立国を推進するため、急増する訪日外国人観光客の宿泊需要や、空きキャパシティの有効活用等地域活性化などの要

①衛生管理面、テロ等悪用防止の観点から、宿泊者の把握を含む管理機能が確保され、安全性が確保されること。
②地域住民とのトラブル防止、宿泊者とのトラブル防止に留意すべきこと。
③観光立国を推進するため、急増する訪日外国人観光客の宿泊需要や、空きキャパシティの有効活用等地域活性化などの要

①衛生管理面、テロ等悪用防止の観点から、宿泊者の把握を含む管理機能が確保され、安全性が確保されること。
②地域住民とのトラブル防止、宿泊者とのトラブル防止に留意すべきこと。
③観光立国を推進するため、急増する訪日外国人観光客の宿泊需要や、空きキャパシティの有効活用等地域活性化などの要

「民泊サービス」のあり方に関する検討会最終報告書

家主居住型(ホームステイ)に対する規制

家主居住型(ホームステイ)とは、住宅提供者が住宅内に居住しながら当該住宅の一部を利用者に利用させるものをいう、とされている。このタイプだと、住宅内に居住する住宅提供者によって適切な管理が可能であるため、家主不在型とは分け考えられている。まず、民泊を実施しようとする住宅提供者は、事前に行政庁への届出を行うこととされている(家主不在型も同様)。

家主居住型(ホームステイ)とは、住宅提供者が住宅内に居住しながら当該住宅の一部を利用者に利用させるものをいう、とされている。このタイプだと、住宅内に居住する住宅提供者によって適切な管理が可能であるため、家主不在型とは分け考えられている。まず、民泊を実施しようとする住宅提供者は、事前に行政庁への届出を行うこととされている(家主不在型も同様)。

家主居住型(ホームステイ)とは、住宅提供者が住宅内に居住しながら当該住宅の一部を利用者に利用させるものをいう、とされている。このタイプだと、住宅内に居住する住宅提供者によって適切な管理が可能であるため、家主不在型とは分け考えられている。まず、民泊を実施しようとする住宅提供者は、事前に行政庁への届出を行うこととされている(家主不在型も同様)。

家主居住型(ホームステイ)とは、住宅提供者が住宅内に居住しながら当該住宅の一部を利用者に利用させるものをいう、とされている。このタイプだと、住宅内に居住する住宅提供者によって適切な管理が可能であるため、家主不在型とは分け考えられている。まず、民泊を実施しようとする住宅提供者は、事前に行政庁への届出を行うこととされている(家主不在型も同様)。

家主居住型(ホームステイ)とは、住宅提供者が住宅内に居住しながら当該住宅の一部を利用者に利用させるものをいう、とされている。このタイプだと、住宅内に居住する住宅提供者によって適切な管理が可能であるため、家主不在型とは分け考えられている。まず、民泊を実施しようとする住宅提供者は、事前に行政庁への届出を行うこととされている(家主不在型も同様)。

家主不在型に対する規制(管理者規制)

家主不在型に対する規制(管理者規制)とは、家主不在型に比べて、騒音、ゴミ出し等による近隣トラブルや施設悪用等の危険性が高い、また、近隣住民からの苦情の申入れ先も不明確である。このため、「家主不在型」の民泊については、住宅提供者に、管理を行政庁に登録された「管理者」に委託することを義務付け、適正な

家主不在型に比べて、騒音、ゴミ出し等による近隣トラブルや施設悪用等の危険性が高い、また、近隣住民からの苦情の申入れ先も不明確である。このため、「家主不在型」の民泊については、住宅提供者に、管理を行政庁に登録された「管理者」に委託することを義務付け、適正な

家主不在型に比べて、騒音、ゴミ出し等による近隣トラブルや施設悪用等の危険性が高い、また、近隣住民からの苦情の申入れ先も不明確である。このため、「家主不在型」の民泊については、住宅提供者に、管理を行政庁に登録された「管理者」に委託することを義務付け、適正な

家主不在型に比べて、騒音、ゴミ出し等による近隣トラブルや施設悪用等の危険性が高い、また、近隣住民からの苦情の申入れ先も不明確である。このため、「家主不在型」の民泊については、住宅提供者に、管理を行政庁に登録された「管理者」に委託することを義務付け、適正な

家主不在型に比べて、騒音、ゴミ出し等による近隣トラブルや施設悪用等の危険性が高い、また、近隣住民からの苦情の申入れ先も不明確である。このため、「家主不在型」の民泊については、住宅提供者に、管理を行政庁に登録された「管理者」に委託することを義務付け、適正な

消費者の取引の安全を図るため、取引条件の説明、苦情への対応、当該住戸についての法令・契約・管理規約違反の不在の確認等を

また、行政庁による報告徴収・立入検査、違法な民泊(無届の家主居住型民泊、登録管理者不在型民泊、登録管理者不在型民泊)の発生時等、必要と認められる場合の行政庁による報告徴収・立入検査、それらの業務を怠った場合の業務停止命令、登録取消等の処分、登録取消等の処分、法令違反に対する罰則等を設ける。

また、行政庁による報告徴収・立入検査、違法な民泊(無届の家主居住型民泊、登録管理者不在型民泊、登録管理者不在型民泊)の発生時等、必要と認められる場合の行政庁による報告徴収・立入検査、それらの業務を怠った場合の業務停止命令、登録取消等の処分、登録取消等の処分、法令違反に対する罰則等を設ける。

また、行政庁による報告徴収・立入検査、違法な民泊(無届の家主居住型民泊、登録管理者不在型民泊、登録管理者不在型民泊)の発生時等、必要と認められる場合の行政庁による報告徴収・立入検査、それらの業務を怠った場合の業務停止命令、登録取消等の処分、登録取消等の処分、法令違反に対する罰則等を設ける。

また、行政庁による報告徴収・立入検査、違法な民泊(無届の家主居住型民泊、登録管理者不在型民泊、登録管理者不在型民泊)の発生時等、必要と認められる場合の行政庁による報告徴収・立入検査、それらの業務を怠った場合の業務停止命令、登録取消等の処分、登録取消等の処分、法令違反に対する罰則等を設ける。

また、行政庁による報告徴収・立入検査、違法な民泊(無届の家主居住型民泊、登録管理者不在型民泊、登録管理者不在型民泊)の発生時等、必要と認められる場合の行政庁による報告徴収・立入検査、それらの業務を怠った場合の業務停止命令、登録取消等の処分、登録取消等の処分、法令違反に対する罰則等を設ける。

仲介事業者規制

仲介事業者は、行政庁からの報告徴収等に必ずしも必要な情報提供を行うべき、とされている。

外国法人に対する取締

インターネットを介して民泊の情報提供や仲介サービスを行う仲介事業者は、民泊サービスの根幹をなす存在だが、国境を越えて事業を行っているため、行政機関による実態の把握や取り締まりが困難であるが、報告書では、以下のようにすべきであるとしている。

今回は、報告書の概要を紹介するだけで紙面が尽きてしまったが、次回からは、この提案された制度の課題等について考えてみたい。